

第46回議会力向上会議記録（抄）

（2. 8. 19）

一、協議事項について

正副座長より、次の事項に関し意見聴取を行い、協議の結果、下記のとおりとなった。

（別紙各資料参照）

1. 議会報告会について（資料1 参照）

前回の会議の協議内容等を反映した正副座長案（資料1）が示され、各会派等の意向を聴取した。

【協議結果】

正副座長案のとおり開催することとし、座長から8月24日（月）開催の議会運営委員会に報告し、決定することとした。

2. 政務活動費運用指針の見直しについて

（1）ボランティア保険料への政務活動費の充当について

前回の会議において、再度協議することとした本件について、改めて各会派等の意向を聴取した。

【各会派等より出された主な意見】

大阪維新の会 堺市議会議員団	○各議員の責任で充当するか否かを判断し、市民に説明できるようにすればよい。 ○保険のかけ方や方式（記名・無記名）などいろいろあるので、運用指針の見直しはむずかしいのではないかと。
公明党 堺市議団	○充当を認める場合は明確な条件が必要である。 ○充当する場合は、記名方式として、誰を対象にするのか明確にすべき。
自由民主党・ 市民クラブ	○条件付きで充当を認めてよい。条件を明確にした上で進めていきたい。 ○議論が細くなるようであれば、ワーキンググループで詳細を検討してはどうか。
堺創志会	○認める方向で進めていきたい。 ○保険を充当できることが運用指針に入っていれば、どんな保険にするかは個々の議員で判断し、適切なものかどうかは市民に挙証資料を提示のうえ説明すればよいので、あまり細かな設定は必要ないと考える。
日本共産党 堺市議会議員団	○認める意向だが、認める場合は基準を明確にしたほうがよい。 ○方式により金額の差がある。保険の詳しい内容がわからないので、別途議論したほうがよいのではないかと。
長谷川俊英議員	○現在は「準記名式」で加入しており、30人が上限の記名式（変動しても構わない）、1日の活動は4人以内の補償という契約で年間約6万円を支払っている。全員記名式であれば保険料は約30万円にな

	<p>る。</p> <p>○ボランティアの全員記名式にした場合、準記名式より保険料が高額となるため、政務活動費を充当する金額も高額となる。また、ボランティアが自由に参加できなくなりボランティア保険という性格上なじまず、提案を取り下げることがやぶさかでない。</p>
--	--

【協議結果】

事務局において各会派等の意見を整理し、次回の会議で引き続き協議し、結論を出すこととした。

(2) 現行の政務活動費運用指針について

前回の会議において、改めて協議することとした本件について、提案者である公明党堺市議団議員より、政務活動費における携帯電話の取り扱いについて説明があり、協議を行った。

【協議結果】

事務局において各会派等の意見を聴取し、次回以降の会議で引き続き協議することとした。

3. ペーパーレス化の推進について (資料2 参照)

前回の会議において、引き続き協議することとした本件について、改めて各会派等の意向を聴取した。

【各会派等より出された主な意見】

大阪維新の会 堺市議会議員団	<p>○二重丸 (◎) については出来るだけ早期にペーパーレス化する。</p> <p>○紙での提供を希望する議員には、個別対応する形で実施する。</p>
公明党 堺市議団	<p>○二重丸 (◎) については出来るだけ早期にペーパーレス化する。</p> <p>○紙での提供を希望する議員には、個別対応する形で実施する。</p>
自由民主党・ 市民クラブ	<p>○二重丸 (◎) のものからペーパーレス化する。</p>
堺創志会	<p>○二重丸 (◎) のものからペーパーレス化する。</p> <p>○コスト削減も目的としているので、過剰なコスト投資にならないようにしていただきたい。</p> <p>○事務局職員の労力も削減できるようにしていただきたい。(例えばメール送信後の架電は行わない扱いとするなど)</p>
日本共産党 堺市議会議員団	<p>○二重丸 (◎) のものからペーパーレス化する。</p>

長谷川俊英議員	<p>○大勢に従う。</p> <p>○紙での提供を希望する議員には、個別対応することを求める。</p>
---------	---

【協議結果】

まず◎の項目についてペーパーレス化を推進することとし、8月定例会の議会運営委員会において改めて協議することとした。

4. 事業見直しに関する提案について

前回の会議において、各会派等に持ち帰って検討することとしていた事業見直しに関する提案について、各会派等の意向を聴取した。

【協議結果】

整理した内容のとおりとし、8月定例会の議会運営委員会において報告することとした。

5. 中央図書館への議会活動報告チラシの所蔵・配架について

前回の会議において、堺創志会議員より提案があった本件について、各会派等の意向を聴取した。

【各会派等より出された主な意見】

大阪維新の会 堺市議会議員団	<p>チラシの内容について政務活動の部分と政務活動以外の活動の部分があり、図書館でどう所蔵・配架するのか、なかなか議論が難しい。例えば、表面が政党活動、裏面が委員会質疑に関する記事の場合、全部を図書館に所蔵・配架するのかどうかなど、会派内で議論中である。</p>
公明党 堺市議団	<p>政党にかかわる部分と政務活動にかかわる部分があるが、それをそのまま公立の図書館に所蔵・配架するのはどうなのか。政党のアピールに使われていると取られかねないのではないかと。</p>
自由民主党・ 市民クラブ	<p>政治活動や政党活動を含めて、所蔵・配架してもらった方がいいと考える。宣伝につながるかどうかは見る人の受け止め方による。ただし、所蔵・配架する場合、自由に複写・転載することについては協議の余地がある。公立の図書館や議会図書室も含めて、どのように所蔵・配架するかについて検討が必要である。海外では普通に所蔵・配架している。</p>
日本共産党 堺市議会議員団	<p>特に異論はない。所蔵・配架することよい。</p>
長谷川俊英議員	<p>政務活動費を充当している部分は所蔵・配架しているが、それ以外は所蔵・配架してはいけないという議論は成立しない。図書館には資料収集の自由があり、政党関係の資料も図書館が必要と判断すれば所蔵・配架しており、知る権利を持つ市民に提供する役目がある。</p> <p>また、複写制限についても図書館が判断することであり、議会で協議することはなじまない。</p>

	一方で、図書館側がこのことについてどう判断するのが重要であり、その意向を聞いてみないと、議会の判断だけでは決められない。
--	--

なお、本件の提案議員より、議会活動報告チラシを中央図書館に所蔵・配架することについては、根拠として、政務活動費を充当しているという点ではなく、そもそも地域資料であり図書館が収集すべきものであること、公人である議員の活動報告を市民が見たいときに見られる状況をできる限りつくるべきであるという考えであるとの補足説明があった。

【協議結果】

各会派等に持ち帰って検討し、次回の会議において引き続き協議することとした。

また、事務局において、①浦安市以外の公立図書館で他に所蔵・配架している図書館があるのか、②どのような方法で所蔵・配架しているのか等を調査し、次回の会議において資料を提示することとなった。

6. 第47回議会力向上会議の開催日時について

本件については、令和2年10月14日（水）午後1時から開催することとした。